

# 自転車防犯登録のポイント

NO. 4

## 他人から譲渡を受けた自転車の新規登録

次の2つの手続きが必要となります。

- ◎ 旧所有者の抹消登録
- ◎ 新所有者の新規登録

このうち、抹消登録については、旧所有者の意思表示が必要ですので、注意してください。

### 1 防犯登録カードの控え(甲カード)がある場合

例として申請者(新所有者)が旧所有者の防犯登録の控え(甲カード)を譲り受けている場合は、旧所有者の意思表示があったものとみなし、次の手続きを取ってください。

- 旧所有者の「抹消カード」を作成してください。
  - ・ 防犯登録番号と車体番号は防犯登録カードの控えを確認して、正しく、転記してください。
  - ・ 所有者欄には、旧所有者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- 新所有者の名前で新規の「防犯登録カード」を作成してください。
- 旧所有者の旧防犯登録証(シール)は取り除いてください。  
取り除くことが困難な場合は、旧シールの上に新シールを貼り付けてください。

### 2 防犯登録カードの控え(甲カード)がない場合

旧所有者が防犯登録カードの控え(甲カード)を紛失している場合は、申請者(新所有者)に対し、次のいずれかの方法で、抹消手続きを取るよう教示してください。

- ① 旧所有者自身が、警察署等で抹消手続きを行う。
- ② 貴店で販売した自転車で、販売記録などから、旧所有者の自転車であることが明白な場合は、貴店で抹消手続きを行う。
- ③ 旧所有者から「**譲渡書**」を作成して貰い、その書類を確認して、貴店で抹消手続きを行う。  
ただし、防犯登録の名義と譲渡者名が不一致の場合は抹消できませんので、注意してください。

#### ※ 譲渡書

様式は定められていませんが、次の項目が必要です。

- ・ 旧所有者の署名、押印。
- ・ 旧所有者の住所、電話番号
- ・ 譲渡する自転車の特徴(防犯登録番号など)
- ・ 譲渡を受ける人の住所、氏名

譲渡された自転車については、旧所有者が遠方に転居した場合など、色々なケースがあるかと思いますが、わからないことがあれば、県防連(082-221-0642)に相談してください。